

令和元年

第3回伊是名村議会臨時会会期日程

会 期 1日間

自 令和元年10月24日

至 令和元年10月24日

月	日	曜日	会議、休会、その他		
10	月	24	日	木	本会議(開会、議案審議、閉会)

(議決結果)

令和元年第3回伊是名村議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第43号	令和元年度伊是名村一般会計補正予算(第4号)	令和元年10月24日	原案可決
議案第44号	工事請負契約について	〃	〃

令和元年第3回伊是名村議会臨時会会議録 第1号					
招集年月日	令和元年10月24日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和元年10月24日	10時30分	議長	宮城安志
	閉会	令和元年10月24日	11時05分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席9名 欠席1名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	欠席	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	出席	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

8番	前田清	9番	東江克伸
----	-----	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	諸見直也
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	名嘉正	教育振興課長	濱里篤
総務課長	兼元清永	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	前田秀光	商工観光課長	前川栄進
企画政策課長	神田宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和元年10月24日

会議録署名議員の指名
会期の決定
令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）
工事請負契約について

令和元年第3回伊是名村議会臨時会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時30分

2. 付議事件及び順序 令和元年10月24日（木）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第43号	令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）
4	議案第44号	工事請負契約について

ぜな８８トライアスロン大会が競技内容、時間短縮と変則的に競技を行いました。それに先立ちまして台風の進路等の影響はどうかということで緊急に会議を持ちましたところ、２１日はちょうど台風２０号の暴風圏域に入るというふうな予想がありました。

しかしながら、一夜明けてみますと、この進路が急速に変わりました。また時速も１５キロから３０キロと速くなりまして、我々が予想したことと裏腹に翌日は天気も良くなったということで大変皮肉な大会になりました。

しかしながら、これについても議員各位、そして多くの協賛企業や村民の皆さん方のご協力によって無事、時間は短縮しましたがけれども、滞りなく終えたということでひと安心をしているところであります。皆さん方のご支援、ご協力に心から感謝を申し上げます。有難うございました。

それでは、議案第４３号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第４号）の提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第４号）は、予算総則第１条から第２条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ８，０２３万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２８億４，８５０万９千円とするものであります。

歳入につきましては、２款地方譲与税で森林環境譲与税３万３千円の増、１４款国庫支出金で伊是名漁港海岸整備事業による７，２００万円の増、１９款繰越金で財源確保のため、前年度繰越金から２０万３千円の増、２１款村債で伊是名漁港海岸整備事業による８，０００万円の増となっています。

歳出につきましては、５款農林水産業費で森林環境譲与税から林業振興費へ３万３千円の充当による財源の組替、漁港建設費で伊是名漁港海岸整備事業について県からの補助事業費予算枠追加に伴い、事業費追加による８，０００万円の増、９款教育費で小学校４年生校外学習活動及び台風１６号の襲来により、小学校６年生修学旅行日程延長

に伴う20万6千円の増が主な内容となっています。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めるものであります。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これから質疑を行います。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、歳出の13、14ページは、2ページとももう少し説明を求めたいと思います。

ただいま村長の方から細かな説明は受けていますけれども、まず13ページの生活科校外学習とは何なのか。そして高度へき地修学旅行は、今回どこへ行かれてどういった状況になっての補正となったのか。

そして14ページ、今回、12節の役務費の方に組替されています。ホール等清掃業務、委託費がホール清掃業務、何か違いがあるのかどうか。24万8千円の組替、金額は後程確認しますので、その詳しい業務内容、内訳を説明願います。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

それでは、伊禮正徳議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、生活科校外学習の内容でございますが、いま現在、小学校4年生はウミガメの学習ということで美ら島財団から講師を招いて伊是名村でもウミガメの卵を掘って、そういう確認をしておりますけれども、その延長で12月12日の生涯学習発表会で、その内容を発表するということがございまして、さらに今回この予算計上につきましては、来月になりますけれども、美ら海水族館のウミガメ館、そこで

ウミガメを触ったり、そういう学習をするという件と、あとバックヤードと呼ばれている部分の学習をするということで、校外の学習ということになっております。その小学校4年生の派遣費でございます。

それから高度へき地修学旅行費につきましては、宿泊の延長部分がございますので、その部分でございます。

続きまして、産業支援センターの管理費、14ページのホールの清掃業務ですが、本来委託をしてやろうということで業者と相談しましたが、清掃業務を実施した諸経費、車の運送、それから宿泊、人件費等がかかった施設で按分をして実績に応じた金額を請求するということになりましたので、当初からの委託がちょっと難しいということで役務提供の12節に今回組み替えて請求に基づき支払いすることになっております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは13ページの生活科校外学習の方は、追加で再度学習を行うということで6万1千円となっております。6万8千円、当初予算ではあったと思うんですけども、同等額の追加額、そちらは了解して頑張りたいと思いますが、扶助費の高度へき地修学旅行、これは一泊の延長だったのか、二泊の延長だったのか、その確認をさせていただきたいと思います。そして人数の方もできましたら、再度お願いしたいと思います。

次、14ページ、これは委託の方で去った9月に補正されていますが、まだ1カ月も足らずして組替になっています。当時、気づかなくてやったのか。それとも当初予算にもこれはないと思います。なぜ当初予算にはないのか。毎年、行っていることだと思いますけれども、途中でこうして出てきているんですが、毎年見逃したのかどうか。そして役務費の方に支払うということは、役場、他の管轄の方にももちろんあるかと思います。そこに習って今回からは委員会の方でも役

務費の方で支払うということで、次年度からの予算化をされるかどうか、再度、確認いたします。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

それでは、まず13ページの方から正徳議員のご質疑にお答えしたいと思います。

高度へき地修学旅行費、小学校6年生10名分で、さらに引率の教諭の分ということになります。二泊延長しております。ということで、児童の方は10名でございます。

続きまして、14ページのホール等清掃業務、ホール清掃業務、ホールだけではなくて、支援センターの廊下の部分の方も清掃していくということになっております。

さらに毎年予算計上がなかったのかというご質疑ですが、この2年ほどはホールの清掃業務がされておられませんので、ちょっと私も見ながらかなり汚れが目立った状況もありますので、今回、前回の補正予算の方で予算計上いたしましたけれども、予算計上した段階では委託でやろうということでございましたけれども、他の施設、幼稚園とかのものを見ますと、委託の金額、さらにプラスで先程の諸経費という部分がかっついておりますので、当初からの委託がちょっと難しいということで実績に応じた額の支払いということで清掃業務の役務の提供ということで12節に組み替えております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

大体わかりました。そして特に清掃の方、今後はできましたら、当初予算で立ててもらってやった方がいいかなと思いますので、そのあたりでぜひ頑張ってくださいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5 番（東江清和議員）

ただいまの教育費の小学校教育振興費の13負担金、補助金及び交付金、これはいまの生活科校外学習の次にこの補助金なのか、負担金なのか、交付金なのかと、これは前回の予算補正でも、ぜひこれを謳ってほしいという要望をしたわけですけれども、いまの説明からしますと、補助金に該当するのかなという感覚がしたんですけど、その辺、ぜひ今後の補正にも3つの区分に分けた内容の記載の仕方をぜひしてもらいたいと思います。

これは例えば、15節の負担金、補助金の内容を見ますと、校外学習と、これが何に該当するのかということも私も質問を用意してはいたんですけど、説明でわかりましたので、ぜひ今後、負担金、補助金、交付金、こういう分類の内容仕方、記載の仕方を調整していただきたいと思います。再度、課長よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

議長（宮城安志）

再開します。

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

お答えします。前回、9月定例会のときに5番議員から予算計上の説明のところをもっと詳しく、わかりやすくという指摘もございました、早速持ち帰りまして、総務課担当の方、財政担当とも調整したんですが、いまのシステムの中ではちょっと厳しいものがあり、難しいという言葉がありましたので、その辺我々、新年度予算あたりに向けて検討していきましようかということで話は終わって、今回の補正もそういうふうな形になりました。

その点、皆さんの意向に沿うような補正の作り方でなくてお詫びを申し上げます。また、できるだけ沿うような形で頑張っていきたいと

思いますので、よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午前 10 時 48 分

再開 午前 10 時 49 分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 43 号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 43 号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

次の日程に入る前に、工事請負契約については、地方自治法第 117 条の規定によって、潮平そのみ議員は除斥の対象となりますので、議場から退場を求めます。

日程第 4

議案第 44 号・工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは議案第 44 号・工事請負契約についての提案理由の説明をいたします。

伊是名漁港海岸整備工事について、次のように工事請負契約を締結

したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、伊是名漁港海岸整備工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額1億5,730万円。4. 契約の相手方、伊是名村字諸見32番地、株式会社高宝建設、代表取締役 高良泰司。

令和元年10月24日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名漁港海岸整備工事の請負契約の締結については地方自治法第96条第1項第5号及び伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出するものであります。

なお、工事請負契約書、工事概要、それから工事の計画平面図等も添付しております。よろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

今回の工事請負契約なんですが、この工事の概要を見ますと、去ったトライアスロン、選手の皆さんや、応援のお客さん、結構入りました。このトライアスロンに関する競技者、及び関係者からも、せっかくのビーチの砂浜がなくなって、完成後はどうなのかといういろんなご質問や、あるいは相談等がありました。ぜひ、今後、伊是名の砂浜ということで、離島は砂浜が非常に観光資源だというふうな人たちもいっぱいいました。

これはおそらく皆さんそういう感じに聞かれた方もいると思われまます。ぜひ、完成後の工事を想定して、これまで以上に来客、伊是名ビーチ、あるいは島のビーチ、すべての周辺のビーチの砂浜が殆どコンクリートで覆われて、ビーチらしさ、砂浜らしさが非常にないという、離島という観念が非常に薄れているような感じがあって、ぜひ完成後も従来の砂浜でキャンプするという感覚の状況に戻す工事の環

境、工事のあり方にぜひもっていただければと。いま完成イメージがあまり湧かないわけです。これでビーチに来客来るかな、従来のキャンプができるかなという感じのご質問がありましたので、ぜひその辺も含めた完成予想図、どういう感じになるというイメージ、キャンプが従来の伊是名らしさ、離島らしさのビーチが取り戻せるようなあり方をぜひ再度村長さんぜひご説明できればという感じですか。ひとつご質問したいと思います。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

いまのご質疑にお答えいたします。現況を見ますと、確かにこれは通常の護岸のような感じがします。しかし、これは隠れ護岸と言いまして、出来上がった時点では護岸の上に砂を被せて、そして沖合に約40メートル近く延ばす計画であります。

ですから、これまで同様に海浜のレジャーも楽しめるというふうなことを私たちは想定していま進めているところであります。

詳細につきましては、農林水産課長の方から答えさせたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

それでは、お答えいたします。ただいま村長からありましたとおり、この隠れ護岸自体を砂浜で覆って見えないように完成後はなりますけれども、この添付してある図面の2枚目ですか、その方に養浜の完成形がございまして、この赤い部分が今回やる部分です。

また、それ以降の工事については、この緑色の部分が工事の施工となりますので、完成後はおっしゃるように護岸から約25メートルほど延びまして、そこからさらに30メートルほどなだらかに砂浜を養浜整備していく予定となっております。

また、背後については、これから庁内でいろいろ議論して、植栽等、

キャンプができるような道づくりができればと考えております。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

ぜひ、伊是名の景観等にマッチした工事の完成を希望します。以上です。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時58分

議長（宮城安志）

再開します。

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

いまの話と関連するんですが、私、この護岸工事始まってからしかわからないんですけど、こういう感じになるというふうになっているんですが、そもそも護岸工事の目的は何なのか。その理由を1点と、やらなければいけなかったのか、その訳を1点教えて下さい。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えいたします。第一は伊是名区が非常に低地帯で、災害を受けやすい地勢になっていると、それを何とか防災という観点から前面にリーフを造って、それである程度、波を打ち消して、さらにまたそれ以上に被る危険性があるということも予測されますので、今回の隠れ護岸というふうな形でしなければ、伊是名集落の約半分以上、公民館近くまでが海拔1メートル足らずというふうなこともありますので、そういった集落を守るというふうなことで、今回、防災の観点から護岸を造成し、そしてさらに景観をまた整えていかなければいけないと

いうことで隠れ護岸というふうな形にして、従来あった砂浜をまた造成して、再生しようというふうなことでやっている状況であります。よろしくをお願いします。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

防災の意味でということは納得はしますが、他に方法はなかったのか。なるべく自然を触るなどいろいろな人からも言われるし、このビーチ、本当に触っていいのかというたくさんの意見もあったので、どういう考えだったのかは確認しておかないといけないので、今後、防災であってもなるべく自然には手つけないような方法で、見えないような形でいろいろな方法を考えて、今後こういう工事を進めてもらいたいと思います。以上であります。

議長（宮城安志）

他にありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結しますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号・工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号・工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

再開します。

本日の議案は、すべて終わりました。

お諮りいたします。本臨時会で議決された事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、令和元年第3回伊是名村議会臨時会を閉会します。

閉会（午前11時05分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員